

令和5年度第4回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和5年8月23日(水) 和歌山労働局6階会議室	午前9時57分から 午前11時07分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席4名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

○廣谷会長

ただ今から、第4回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

○事務局(上田)

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、傍聴公示を行いました。申出はございませんでした。

○廣谷会長

それでは、最初の議題、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。

御承知のとおり、令和5年度の和歌山県最低賃金については、8月7日の専門部会におきまして、全会一致で40円引上げて時間額929円に改正することで結審し、労働局長に対して答申を行ったところです。

その後の経過報告等を事務局からお願いします。

○事務局(上田)

それでは、経過報告をいたします。

答申文の写しを資料1としてお配りしています。8月7日に答申をいただきましたので、同日、異議申出に係る公示を行いました。

資料2が公示文の写しとなっております。

異議申出の期間は15日間ですので、8月22日までとなります。

その結果、期日までに資料3と4のとおり、申出順に、紀州有田商工会議所、和歌山県地方労働組合評議会から異議申出がありました。

本日はこの2件の異議申出について、御審議をお願いします。
答申後の経過については以上です。

○廣谷会長

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、当審議会の答申に関して異議の申出がありましたので、本日、その異議申出に対する審議を行うことになりました。

審議を始めるに当たり、労働局長から、当該異議について審議会の意見を求める諮問を受けたいと思います。

局長から会長に諮問文を手交
委員全員に諮問文写しを配付

○廣谷会長

事務局は、諮問文を読み上げてください。

諮問文朗読

○廣谷会長

それでは審議に入ります。

申出順に、紀州有田商工会議所からの異議申出については、資料3のとおりです。

しばらく時間を取りますので、内容を確認してください。

各委員が資料を確認

○廣谷会長

次に、和歌山県地方労働組合評議会からの異議の申出については、資料4のとおりです。

しばらく時間を取りますので、内容を確認してください。

各委員が資料を確認

○廣谷会長

よろしいですか。

それでは審議に入りますが、当審議会では8月1日の本審において関係労使の意見聴取を行い、そこでの意見も踏まえてその後専門部会を開催し、慎重に審

議を重ねた結果、全会一致で現行から40円引上げ、時間額929円という結論に至ったもので、公益側としましても労使双方の御意見を十分に確認した上で、最終的な結論に至ったと考えております。

今回、その答申に対して、紀州有田商工会議所からは資料3にあるように、資源高、原材料の高騰等により、中小零細事業者は依然として厳しい経営状況にあることなどから、40円引上げの答申について再検討を求める趣旨の申出がありました。

和歌山県地方労働組合評議会からは、資料4のとおり、物価高騰に追いつかない引上げ額であり、労働者が一人暮らしてできる水準ではないこと、大阪との格差がさらに拡大することから、更に引上げと中小零細事業者の支援策を求める趣旨の申出と追加署名518筆の提出がありました。

審議を尽くした上での答申を尊重すべきであります。その一方で、関係労使からの切実な御意見についても真摯に受け止めなければならないと考えております。

それでは、答申内容の再検討を求める2件の異議の申出について、どのように対応すべきか、意見をお願いしたいと思います。

各側意見はいかがでしょうか。

まず労側はいかがでしょうか。

○濱地委員

会長からおっしゃっていただいたとおり、我々の審議の結果というものを尊重したいと思えますし、一方で、紀州有田商工会議所からの御意見は受け止めた上で、今後の審議に生かしていきたいと思えます。

○廣谷会長

では使側はいかがでしょうか。

○児玉委員

全会一致で決定した額ですので、それを尊重するというところでございます。

ただ一点、答申の中で公益見解を述べられておりますが、今回、紀州有田商工会議所から御意見のあった年収の壁についての記述がなかったので、文書はこれで結構ですが、そのことについても加えてお願いしたいところでございます。

○廣谷会長

公益委員はいかがですか。

よろしいでしょうか。

<意見なし>

○廣谷会長

それでは、労使それぞれから御意見をいただきましたが、8月7日付けの答申どおりとすることが適当ということでよろしいでしょうか。

異議なし

○廣谷会長

では、8月7日付けの答申どおりとすることが適当という意見となりましたので、事務局は答申文案を作成してください。

事務局が準備の間、このまましばらくお待ちください。

事務局が答申文案を作成
委員全員に答申文案を配付

○廣谷会長

事務局は答申文案を朗読してください。

答申文案朗読

○廣谷会長

ただ今の事務局からの答申文案について御意見ございますか。

意見なし

○廣谷会長

では特にないようですので、答申文案が承認されたものとします。
それでは事務局は答申文を作成してください。

事務局が答申文を作成
委員全員に答申文写しを配付

○廣谷会長

以上をもちまして、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての審議は終了となります。

和歌山県最低賃金の改正決定について、他に意見等はありませんか。

意見なし

○廣谷会長

では、今後の和歌山県最低賃金の発効に向けた日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

改正後の時間額 929 円の発効に向けたスケジュールですが、本日中に官報公示の手続を行います。手続が滞りなく進みますと、9月1日に官報に掲載される予定となっております。

官報に掲載されると、30日後の10月1日に発効となります。

現時点では、10月1日発効の予定とまでしか申し上げられませんが、9月1日の官報に、929円に改正する旨の掲載がされた時点で、10月1日からの発効が正式に確定となります。

以上でございます。

○廣谷会長

では、次の議題であります特定最低賃金の決定等の必要性の有無について審議します。

和歌山県特定最低賃金については、8月1日の第2回本審で、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、8月7日の第3回本審で、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、及び和歌山県各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について、労働局長から諮問を受けて、特別小委員会で審議を行っていただきました。

特別小委員会での審議結果について、本庄特別小委員会委員長代理から説明をお願いします。

○本庄特別小委員会委員長代理

特別小委員会は、8月2日、8月21日、8月23日の3回審議が行われました。労側からは産業の地位向上であるとか、三重や奈良の近隣の県との格差を埋めたいという強い思いを伝えていただきました。

また、使側からは、最低賃金も40円とこれまでにない引上げ額となっております。百貨店、総合スーパーを特別扱いする理由が見当たらないという御意見をいただき、その上で全会一致に至らず必要性ありとの結論には達しませんでした。

産業のくくりの変更も今後ございますので、次年度以降対応を重ねていくと

いうことになりました。

事務局から報告書の朗読をお願いいたします。

○事務局（上田）

お手元の資料に報告書の写しがございますので、御確認願います。

3点の特別小委員会報告書朗読

○廣谷会長

ただ今の特別小委員会報告について、御意見、御質問はございますか。
よろしいでしょうか。

意見なし

○廣谷会長

意見がないようですので、3点の特定最賃の改定、決定の必要性について、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

まず、鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告どおり、改正決定する必要ありと決議することについて、異議ありませんか。

異議なし

○廣谷会長

全会一致で承認いただきましたので、事務局は後ほど答申文案を作成してください。

次に、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告どおり、改正決定する必要性ありとすることはできないと決議することについて、異議ありませんか。

異議なし

○廣谷会長

では、全会一致で承認をいただきましたので、事務局は後ほど答申文案を作成してください。

次に、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性について、特別小委員会報告どおり、決定する必要性ありとすることはできないと決議することについて、異議ありませんか。

異議なし

○廣谷会長

では、全会一致で承認いただきましたので、事務局は後ほど答申文案を作成してください。

事務局が準備の間、しばらくお待ちください。

事務局が答申文案を作成
委員全員に答申文案を配付

○廣谷会長

事務局は配付が終わりましたら朗読をお願いします。
よろしいですか。

答申文案朗読

○廣谷会長

誤字の部分は修正願います。

○中出委員

フォントがバラバラですが、正式文書では修正していただきたいと思います。

○廣谷会長

誤字と書式は、後ほど修正していただくとして、答申文案について意見はございませんか。

意見なし

○廣谷会長

特にないようですので、答申文案は承認されたものとしします。
事務局は答申文を作成してください。

事務局が答申文を作成

○廣谷会長

先ほどの修正部分は確認させていただきましたので、答申文を労働局長にお渡しすることにします。

会長から局長に答申文を手交
委員全員に答申文写しを配付

○廣谷会長

答申文は先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読を省略させていただきます。

ただ今、労働局長に対し、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性については必要性あり、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性については、必要性ありとすることはできない、和歌山県各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性については、必要性ありとすることはできないと答申しましたので、続いて特定最低賃金の改正決定について、局長から諮問を受けたいと思います。

労働局長から会長に諮問文を手交

○廣谷会長

事務局は諮問文を朗読してください。

諮問文朗読

○廣谷会長

それでは、諮問を受けましたので、金額審議については専門部会を設置し、ここで審議をしていただくこととなります。

今後の専門部会の手続について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

専門部会の設置について、御説明いたします。

最低賃金法第25条第2項の規定に基づきまして、地域別最賃の改正決定と同様に、特定最賃の改正決定につきましても専門部会を設置して、金額審議をお願いすることとなります。

専門部会については、最低賃金審議会令第6条の、委員は9人以内、公労使が同数という規定に基づきまして、公労使が各3人で、合計9人の体制となっております。

また、同審議会令第3条に基づきまして、労働者代表委員と使用者代表委員に

については、候補者の推薦の公示を行いまして、推薦があった者から労働局長が任命することとなります。

明日、推薦の公示を行いますが、公示期間は3週間後の9月15日までといたしますので、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、専門部会委員の推薦について御協力をお願いします。

○廣谷会長

ただ今の事務局説明のとおり、9月15日までに、労使各側から専門部会の委員を推薦いただくということで御承知願います。

なお、公益側の専門部会委員についてですが、協議の結果、鉄鋼業専門部会は、和中委員、足立委員、本庄委員に決定しております。

続きまして、特定最低賃金専門部会の審議運営について、事務局から提案があるとのことですのでお願いします。

○事務局（上田）

専門部会の審議運営について提案させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができるものと規定されております。

地域別最賃と同様に、審議の効率的な運営の観点から専門部会の決議が全会一致の場合のみこの規定を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることを事務局として提案させていただきますが、この最低賃金審議会令第6条第5項の適用について御検討をお願いします。

○廣谷会長

最低賃金審議会令第6条第5項の適用についていかがでしょうか。

特定最低賃金についても、専門部会の決議が全会一致であれば同規定を適用することについて御異議ありませんか。

異議なし

○廣谷会長

では、異議なしということですので、特定最低賃金の専門部会の審議についても、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用することとします。

次に、特定最賃の審議の大まかなスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

それでは、審議の大まかな日程について説明します。

先ほど説明いたしましたとおり、9月15日までに労側、使側の部会委員の推薦をいただきまして、速やかに任命の手続を完了したいと考えております。

1回目は、事務局の方で調整をさせていただきますが、2回目以降の審議の日程は、専門部会において御検討いただくこととなります。

資料5を御覧ください。これは昨年度の特定最賃の審議経過となっております。例年ですと、3回から5回の専門部会を経て、12月30日の発効に向けて審議していただいております。

本審の日程としては、特定最賃の金額審議については全会一致が原則というものの、採決を行った例もありますので、専門部会で一定の審議を尽くしても全会一致が得られない場合のために、仮に採決のための本審を予定しておいて、必要がなくなれば中止するというやり方をさせていただきます。

資料6が特定最低賃金の発効日等の一覧表ですが、例年どおり12月30日の発効を目指す場合、結審のリミットは10月31日となります。

仮に10月31日に結審したとして、異議申出期日は11月15日となりますので、それまでに異議の申出があった場合は、12月30日発効を目指すには11月16日の午前中までに異議審で結審する必要がありますので、11月16日の午前中に仮に異議審を予定していただければと思います。

以上です。

○廣谷会長

最後の議題のその他ですが、何かありますか
事務局は何かありますか。

○事務局（上田）

ございません。

○廣谷会長

それでは特にないようですので、以上をもちまして本日の審議を終了とします。

ありがとうございました。